

会 員 各 位

(公社)東基連 八王子労働基準協会支部

フォークリフト運転技能講習会のご案内

最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務は、安全衛生法第61条（就業制限）及び労働安全衛生法施行令第20条（就業制限に係る業務）により、フォークリフト運転技能講習の修了者でなければ就業させてはならないと定められております。

つきましては、下記のとおり標記の講習会を開催しますので、無資格でフォークリフト運転業務に就業させることにより、重大災害を発生させることのないよう、当該業務従事者予定者の計画的な受講をお願いします。（5月、8月、11月、2月の年4回開催）

記

1. 学 科

日時；平成30年 5月 9日（水） 午前 9時30分～午後 6時50分

会場；八王子労政会館 （八王子市明神町 3-5-1）※申込書末尾に案内図あり

2. 実 技

日時；1日目 平成30年 5月13日（日）午前 8時～午後 5時

2日目 平成30年 5月20日（日）午前 8時～午後 5時

3日目 平成30年 5月27日（日）午前 8時～午後 6時

会場；日野自動車（株）日野工場（日野市日野台3-1-1） 駐車場無

3. 実施教習機関

公益社団法人東京労働基準協会連合会 東京労働局登録番号 安第32号

4. 受講対象

普通自動車以上の免許証を有する方。講習時間 31時間

5. 受講料等（消費税込）

受講料：37,800円、テキスト代：1,650円 合計：39,450円

6. 申込方法

① 受講申込書に必要事項記入（来会、現金書留、銀行振込を選択）の上、FAXで仮申込み

② 受講料、テキスト代、写真2枚（縦30mm×横24mm、上三分身、背景無地、6ヶ月以内に撮影したもの、裏面に氏名を記入）を添え、正式申込み手続きをお願いします。

③ 実技当日、実技試験に合格した方には、修了証を当日交付となりますので、仮申込み後、速やかに正式申込をお願いします。正式申込みが遅れると、修了証の交付が後日になることがあります。

7. 定 員 30名

8. 締切日

定員に達した時をもって締切りとさせていただきます。

9. 申込先

(公社)東基連 八王子労働基準協会支部（電話 042-644-2090）

〒192-0046 八王子市明神町1-10-14南多摩建設会館2階

10. その他

① 申込書は、受講者1人に1枚提出してください。

② 筆記用具を必ず持参ください、学科試験は、マークシートのため鉛筆が必要です。

③ 当日の受付は、9時から開始しますので、9時15分まで受付を済ませてください。

以上

